

彩の国埼玉環境大賞ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、彩の国埼玉環境大賞ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、埼玉県（以下、「県」という。）に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 彩の国埼玉環境大賞の主催者である県、株式会社テレビ埼玉、地球温暖化防止活動推進センター（以下、「主催者」という。）

(2) 彩の国埼玉環境大賞において大賞、優秀賞、奨励賞、特別功労賞を受賞した個人、各種団体、営利法人等（以下、「受賞者」という。）

2 受賞者が使用するロゴマークは、受賞者が受賞したことを示す広報や、受賞対象の活動等を紹介する媒体（ホームページ、各種報告書、チラシ）、受賞者の名刺へ掲示できるものとする。

(使用条件)

第4条 受賞者は、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。この場合において、使用申請は要しない。

(1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。

(2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。

(3) 特定の個人等の売名に使用すること。

(4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。

(5) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。

(6) 彩の国埼玉環境大賞のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

2 受賞者がロゴマークを製品パッケージ等に使用する場合は、彩の国埼玉環境大賞が個人、各種団体、営利法人等が行っている他の模範となる環境保全の取組や活動を表彰するものであり、製品そのものの環境配慮を評価するものではないことを考慮し、製品そのものの環境配慮を保証していると誤認されるような表示をしないこと。

(仕様)

第5条 ロゴマークのデザイン、色及び縦横の比率等は別添のとおりとする。この場合において、主催者が使用することのできるロゴマークは別記1及び別記2のとおり、受賞者が使用することのできるロゴマークは別記2のとおりとする。

(使用の期間)

第6条 ロゴマークは、県が受賞者に受賞決定を通知する際に送付することとし、受

- 賞者は受賞した年度の受賞者決定の報道発表以降に使用開始できることとする。
- 2 受賞者は受賞した年度以降もロゴマークの使用ができるものとする。ただし、受賞対象となった活動を中止した場合は使用できないものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に定める使用条件に従うこと。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

(ロゴマークを使用する者の責任)

第9条 ロゴマークを使用する者(以下、「使用者」という。)がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の禁止)

第10条 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合その他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。

(その他)

第11条 この使用規程は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附 則

この規程は、令和7年6月13日から施行する。

別記 1



別記 2

受賞者は、自身が受賞した賞及び受賞した年度が記載されたマークを使用することができる。



なお、上記ロゴマークの年号は、別記 1 においてはロゴマークを使用する年度、別記 2 においては自身が受賞した年度に読み替えることとする。